

ブラジル人コミュニティにおける コミュニティ通訳



佐藤エバートン文雄

長浜市企画部国際交流員

はじめに

筆者は2009年にJETプログラムで、国際交流員として滋賀県長浜市に配属になった。日常業務において、主にブラジル人コミュニティを対象としたポルトガル語・日本語間の通訳・翻訳に関わる事が多く、具体的な内容は市役所の手続きや行政情報の伝達等である。

勤務先の現場では、相談の当事者双方（市民と市職員）が通訳者を介して相談を行う流れが理解されておらず、またブラジル・日本両国の制度に関するギャップも存在する等、様々な課題が山積しており、スムーズに通訳業務を果たすことができない。

最終的に当事者に適切なサービスを提供し、問題を解決するためには、会議通訳等にみられる通訳技法を使用せず、現場の内実に沿った独特なスタイルを用いられるケースが多い。つまり、通常に通訳とはある種異なる言語の置き換えが求められることに加えて、様々なスキルを有し、「橋渡し」を行うことができる通訳者が欠かせない。本論では長浜市の事例をベースに、「コミュニティ通訳の橋渡し」に関するニーズ等の考察を行いたい。

1 長浜市の状況

本論では長浜市での事例を取り上げ、コミュニティ通訳に関する課題を提示したい。

現在長浜市では外国人住民が総人口の2.5%を占めており、その65%が南米出身である。また、1600人（外国人住民の54%）を超えるブラジル人コミュニティが存在する¹。

長浜市では筆者のような国際交流員や相談員のほか、各課（市民課、滞納整理課、教育指導課、幼児課、子育て支援課）に配属された通訳者や巡回指導員等の体制で外国人に対する住民行政サービスを行っている。来庁する外国人住民の相談内容は、住民票の写し申請から、ドメスティックバイオレンス（DV）の相談等、多岐に亘る。

以下、現場で外国人住民に対応する際に必要となる「橋渡し」、すなわちコミュニティ通訳に求められる専門性について本論を展開していきたい。

2 「人と人の間の橋渡し」—地域の一人としてのコミュニティ通訳

筆者の事例では、地域の一人としてのコミュニティ通訳、そして「人と人の間の橋渡し」というスキルの必要性について述べていく。

本事例は主に首都圏で行われるリレー専門家相談会等とは異なり、相談の当事者双方（市民と市職員）とコミュニティ通訳に面識があり、また、相談の通訳後においても、当事者間の関係に継続性がみられる場合をベースとする。

現在、長浜市の総人口は約12万人を数えているが、多くの外国人住民は一定の地域（平成17年合併前の旧長浜地域）に居住している。筆者を含め、多くの通訳者はこの旧長浜地域に暮らしており、外国人住民にとっては身近な存在となっている。また、地域の日本語教室や国際交流協会の活動等といった勤務外の場面において、通訳者が相談者と接する機会が多く存在することを述べておきたい。

外国人コミュニティにとって、市役所に勤務する通訳者は、いわば「スペシャリスト」のような存在だと考えられている。外国人住民と日本の行政、および文化等との架け橋であり、様々な分野に関する相談を受けることがある。

多文化共生を考えていくうえでは重要な概念がある。それは「つなぐ」という役割である。多文化共生業務に関わる地域のコミュニティ通訳は、相談者の問題を解決するために、勤務外でも相談内容を聞き、市役所、またはその他の行政機関、場合によっては民間団体等を案内することがある。

それだけではなく、筆者のように、コミュニティ通訳でありながらも、相談者

と同じく外国人である通訳者が数多く存在する。このような場合、通訳者は外国人住民にとって、より親しみやすい存在になるため、勤務外の場面においても相談を受けることが多い。

外国人住民の相談内容を聞き、分析を行った後、専門家に「つなぐ」のは「多文化社会コーディネーター」の役割であると考えられる。しかしながら、コミュニティに密着する地域におけるコミュニティ通訳は、その双方の役割を担うことになる。とはいえ、相談現場において知り合い同士が並んだ場合、勤務外と勤務中の相談者と通訳者の関係が混在するため、いくつかの問題が発生する可能性がある。

現場での通訳前のコミュニケーションとして、筆者（通訳者）は相談者の相談内容を聞き取り、適切な窓口以案内する。その窓口において、別に通訳者が配置されている場合は、その場で交替を行う。仮にそこに通訳者がいない場合は、通常そのまま案内を行った筆者が通訳に入る体制となっている。

目的窓口に通訳者がいない場合、窓口まで同行し、庁舎内を移動するが、自己紹介で終わるケースが多い。しかし目的窓口の待ち時間状況や移動距離によっては、筆者と相談者が会話するケースが発生する。

相談者の国民性、および先進的な緊張状態等の影響により、相談者は相談内容を通訳者に話しかけてくることが多い。しかし、実際の市職員との相談時に、日本人職員に対して相談内容を繰り返し伝えることはなく、筆者が職員に相談内容を「説明」し、「通訳」はしないパターンに至る。具体的には「あなたに話したことを職員に説明してください」と相談者が通訳者である筆者に要求してくるのである。



コミュニティ通訳の「橋渡し」について議論を深める

もちろん、これは通常の通訳においては望ましくない行為だと考えられるが、相談内容が深刻な場合、相談者の置かれた精神状態を考慮すると、相談開始前に、「私ではなく、担当職員の前で話してください」とは言い難い。

まとめとして、上記の勤務外と勤務中のコミュニティ通訳においては、相談者の背景、国民性、精神状態等を配慮したうえで「人と人の間

の橋渡し」がなされる必要があると考える。地域の状況やニーズを把握する地域の一員だからこそ、このような「橋渡し」の役割を務めることができるだろう。その反面、上記の事例から「コミュニティ通訳は地域の一員であることは望ましくない」との議論も成り立つかもしれない。しかしこれはコミュニティ通訳が抱える課題の1つにすぎない。以下、通訳時と通訳後のコミュニケーションにおける「言語の橋渡し」と「文化の橋渡し」にまつわる課題を取り上げていきたい。

3 「言語の橋渡し」と「文化の橋渡し」—通訳時のコミュニケーション

コミュニティ通訳は、その他の領域の通訳とは異なり、いわゆる「影の存在」ではないのではないのか。その他の領域の通訳では、通訳者が第三者として、利用者とのコミュニケーションを図ることはあまりないと言える。しかし、コミュニティ通訳の場合は、「橋渡し」を行いつつ、仲介者の立場に近い存在であるように思われる。

こうした前提を踏まえ、通訳時のコミュニケーションにおける「言語の橋渡し」と「文化の橋渡し」について言及し、スキル、および課題の両側面を論じていきたい。

(1) 「言語の橋渡し」—コミュニティ通訳に求められる知識

「言語の橋渡し」とは何か。それを理解していくため、「離婚」という単語・制度を例として挙げる。

ポルトガル語・日本語の辞書を引くと「Divórcio = 離婚、Separação = 離婚²⁾」という訳がある。しかし、「Divórcio」と「Separação」はブラジル民法により、異なる制度である。

一般のブラジル人は、この2つのことばを同じ意味で使用していることもあり、簡単に「離婚」に置き換えればよいのだが、実際に相談者の問題を解決するうえでは、それだけでは十分ではない。

まず、通訳時にブラジル国籍の相談者が「Divórcio」という言葉を発言したとすると、その相談者は、元々ブラジルの離婚に関する制度を理解し、使い分けているか。あるいは、その違いを分かっているのかを通訳者が見極める必要がある。いずれにしても、この2つの制度は日本の「離婚」制度と異なるため、相談者が「Divórcio」と発言した際、ブラジルの「Divórcio」または「Separação」、あるいは日本の「離婚」を意識しているのかを確認する必要性が生じる。

一方、市役所の日本人職員が「離婚」と発言した場合も同様、日本の制度のみ

を踏まえているのか。あるいは市職員と相談者はどちらの国の制度を意識して話しているのだろうか。つまり、お互い同じ「離婚」について話しているのかを確認しなければならない。

例えば、コミュニティ通訳がブラジルと日本の両国の制度を理解しており、相談時に当事者間のギャップを感じたとき、つまりそれぞれが違う制度のことを話していることが判明したときに、通訳者は「橋渡し」を行うべきか。あるいは会話の流れに任せ、どちらかがそのギャップに気づくまで通訳を続けるべきなのだろうか。

コミュニティ通訳には、大きく分けて、2つの知識が必要であると考えている。1つ目は通訳技法そのものであり、どの時点で「橋渡し」を行うのか、それとも「橋渡し」は行わないかの判断力である。2つ目は専門分野における知識であり、特に司法、教育、医療、福祉といった各分野の専門知識とそこで使われることばを把握しておく必要がある。しかし、ここでさらにもう1つの課題がある。ブラジル人コミュニティを対象にしたコミュニティ通訳が両国の制度をある程度理解しておく必要があるとすれば、英語圏やスペイン語圏、その他、様々な国籍の外国人住民に対応するコミュニティ通訳についてもどうあるべきか、今後の有り様を検討していかなければならないだろう。

(2)「文化の橋渡し」—コミュニティ通訳に求められる相談者の文化や習慣の理解

通訳技法以外には、相談者の文化や習慣の理解が必要となってくる。

具体的な例を挙げると、ブラジル国籍の相談者に対応する際、筆者はブラジル国籍であるため、相談者には「仲間」という意識が生じる。ポルトガル語の発音等に親しみを感じ、相談者は筆者に気軽に話しかけてくることもあり、また場合によっては、その後雑談に至ることもある。

特に複雑な内容の相談時には、このようなコミュニケーションがうまく働く場合もある。一方、その結果、「あなたには言いますが、職員には訳さないでほしい」と言われるケースもみられる。通訳前に、「相談時に話す内容をすべて訳します」と説明しても、安心感や仲間意識が相談者の側に生まれ、日本人職員には話したくないが、「仲間」のブラジル人には話したという事例である。

もちろん、同じ国籍ではなくても、相談者と同じ言語を話すだけで、コミュニティ通訳にこのような「仲間」という意識が生じるであろう。

外国人相談者には、ただ単に注意するだけで問題が解決しそうにも思われるが、現実はその容易ではない。相談内容によるものの、筆者は通訳者であると同時に

市職員でもある。つまり、完全にコミュニティ通訳における中立性を守る義務を果たすことが難しい場面がみられると言える。

中立性の観点でもう1つ例を挙げると、外国人住民相談の場合、上述したような国民性や仲間意識が働き、相談者から、明らかに市にとって不利となるような情報を知り得ることがある。このような場合、その情報を訳すのか訳さないのか、通訳者とその判断を任されるのは、責任として重すぎるのではないかと思う。コミュニティ通訳の制度が整備しない限り、こうした問題は解決できないであろう。

コミュニティ通訳が「文化の橋渡し」を果たすために求められるのは、相談者の背景知識の把握、通訳時に相談の目的と関連しない発言への対応、相談者の心のケアなど、多岐に亘る領域での知識、そしてまた判断力であると言える。

4 その他の課題 一 通訳後のコミュニケーション

上記事例を踏まえて、通訳後において、筆者はいくつかの対策を取り入れるように心がけている。

例えば、必要のない会話を避けるため、通訳終了後には、直ちにその場を去るようにしている。しかしその場合、相談者との間でのフィードバックや、情報が正確に伝達されているかどうかの確認等ができないことになる。通訳時において、ですべての相談内容が解決することが理想的だが、現実には、通訳後に「あのときはいえなかったけど、実は……」という相談者からの発言がみられることも多い。また、複雑な内容の相談の場合、数回来庁する必要のあるものもあり、その場で解決できない問題もある。

もっとも、筆者を一番悩ませるのは、通訳終了直後ではなく、長浜市に居住する地域の一員としての通訳者と相談者との関わりである。上記のように、長浜市のブラジル人コミュニティの規模は必ずしも大きいわけではないため、勤務外で相談者と接することが多い。

例を挙げると、相談のあった数日後、職場の外で相談者に「この間の件ですが、あなたは個人的にどう思いますか」と聞かれた場合は、どのように対応すべきだろうか。弁護士や医師は、仕事の現場以外で、クライアントや患者と個人的な意見を気軽に話すことはあまりないように思われるが、コミュニティ通訳の世界では、通訳者の置かれた環境によってはよくみられる光景である。

外国人相談者の国民性の考慮や現場での経験等に基づき、勤務外にアドバイスを行うのも「橋渡し」であるとした場合、果たしてどこまでサポートをするのか、あるいはしてはならないものなのか。プライベート時のコミュニティ通訳に対す

る様々なケアやサポートの整備も必要である。

おわりに

筆者は長浜市での4年間の経験を省察し、本論を展開したが、「地域の一員であるコミュニティ通訳」と「橋渡し」の課題を挙げることとなり、結論や解決方法の提案には至っていない。

それぞれの問いへの答えにはたどり着いていないが、現時点では、通訳時には「何も足さない、変えない、引かない」というルール等は、筆者の抱える現場においては通用しないことが示唆された。「地域の一員」として、相談員と通訳者の役割を担い、役割面では「人と人との橋渡し」、通訳技法面では「言語の橋渡し」と「文化の橋渡し」を務めることが、コミュニティ通訳にとって必要なスキルの特徴だと考えている。つまり、「橋渡し」こそが「コミュニティ通訳の専門性」だと言える。

[注]

¹ 平成24年11月1日現在。

² 現代ポルトガル語辞典、白水社。

[文献]

池上岑夫・高橋都彦・武田千香・金七紀男・富野幹雄編, 2005, 『現代ポルトガル語辞典』, 白水社

石井昭男, 2004, 『多文化共生キーワード事典』 明石書店

財団法人自治体国際化協会・地域国際化協会連絡協議会情報共有委員会, 2011, 『外国人のくらしよくある相談事例集』 <http://www.clair.or.jp/j/multiculture/docs/soudan-jirei.pdf> (最終アクセス2012年11月30日)

東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター, 2009, 『シリーズ多言語・多文化協働実践研究 別冊

1 多文化社会に求められる人材とは? 多文化社会コーディネーター養成プログラム』

東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター, 2009, 『シリーズ多言語・多文化協働実践研究 別冊

2 外国人相談事業 実践のノウハウとその担い手』

東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター, 2009, 『シリーズ多言語・多文化協働実践研究 別冊

3 多文化社会コーディネーター 専門性と社会的役割』